

犯罪被害者に関する正義の基本原則についてのカナダ宣言

「犯罪被害者のための正義に関する基本原則」についての国連宣言に敬意を表すとともに、犯罪被害が個人及び社会に及ぼす有害な影響を懸念し、すべての者について、権利及び自由に関するカナダ憲章及び権利と自由に関するその他の州の憲章により、諸権利が完全に保障されるべきであり、被害者と犯罪者の権利との均衡が図られるべきであり、連邦政府、州政府、準州政府が管轄権(権限)を共有するべきである、との認識の下に、刑事司法について責任を負う連邦・州・準州の大臣は、被害者の取り扱いについて、とりわけ刑事裁判における対処について、以下の原則を指針とするべきことについて合意する。

以下の諸原則は、被害者の公正な取り扱いを促進することをすることを目的としたものであり、連邦、州、及び準州の法律、政策、及び手続に反映されるべきである。

- 犯罪被害者を、親切と、思いやりと、敬意をもって取り扱うべきこと。
- 被害者のプライバシーに最大限の配慮をし、尊重すること。
- 被害者の不都合を最小限に抑えるため、あらゆる合理的な措置を講じること。
- 被害者の安全と安全確保は、刑事裁判のすべての段階において考慮されなければならない、脅迫及び報復から被害者を保護するための適切な措置を、必要な場合には、講ずべきこと。
- 刑事司法の仕組み並びに被害者の役割及び刑事司法手続への参加の機会について、被害者に情報を提供すべきこと。
- 現行の法律、政策、手続に従い、被害者は、捜査の進捗状況、手続の日程、進捗状況、手続の最終結果及び矯正制度に置かれた犯人の現在の状況について被害者に情報を提供すべきこと。
- 被害者のための支援サービス、その他利用可能なプログラム及び支援、並びに金銭的賠償を得る方法に関する情報が、被害者に提供されるべきこと
- 被害者の意見、懸念事項、説明は、刑事裁判手続において重要な意味を持つ事項として、現行の法律、政策、手続に従って、考慮に入れられるべきこと。
- プログラム及びサービスの開発と実施及びそれに関連する教育と訓練において、被害者の抱えるニーズ、懸念、及び被害者の多様性が考慮に入れられるべきこと。
- 被害者がこれらの原則が守られていないと感じる場合、彼らの懸念を知らしめるために利用できる方法に関する情報が、被害者に提供されるべきこと。